下記の申請者から、建築基準法第48条第5項ただし書の規定による許可申請がありました建築物の建築計画について、同条第15項の規定による公開による意見の聴取を次のとおり行いますので、同条第16項の規定に基づき公告します。

平成30年11月26日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者の住所及び氏名
 - 京都市左京区下鴨本町12番地カワミビル302
 - 一般社団法人アーツシード京都 代表理事 吾郷 賢
- 2 建築計画の概要
 - (1) 申請地 京都市南区東九条南河原町9-1
 - (2) 用途地域 第一種住居地域
 - (3) 主要用途 劇場,事務所及び飲食店
 - (4) 構造及び規模 鉄骨造・地上2階
 - (5) 敷地面積 5 2 5. 7 2 m²
 - (6) 建築面積 310.95 m² (増築部分:1.00 m²)
 - (7) 延べ面積 591.03㎡ (増築部分:44.28㎡)
- 3 公開による意見の聴取
 - (1) 開催日時 平成30年12月10日(月)午後7時00分から午後8時30分まで
 - (2) 開催場所 京都市地域・多文化交流ネットワークセンター(東岩本市営住宅2棟1階) (所在地:京都市南区東九条東岩本町31)
 - (3) 主 宰 者 京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 髙木 勝英
 - (4) 開催理由 第一種住居地域に指定されている申請地において、劇場、事務所及び飲食店を開設する計画を建築基準法第48条第5項ただし書の規定に基づき許可することについて、利害関係を有する者の意見を聴くため。

(都市計画局建築指導部建築指導課)